広島地方裁判所判決

平成 25 年 11 月 27 日

有罪判決

「煙石博さんの無罪を勝ちとる会」

判決文中の被害者、被害者の母親、また銀行の警備員、窓口銀行員のプライバシーに配慮し、それぞれ A、B、C、D の仮名とします、また煙石博さんの本籍、住居を削除します

これは謄本である。
平成25年11月27日
広島地方裁判所
裁判所書記官 牧浦弘明

平成２５年１１月２７日宣告　裁判所書記官　牧浦弘明

平成２４年(わ)第８５９号

判　　決

本　籍

住　居

フリーパーソナリティー

煙　石　　博

昭和２１年１１月２日生

上記の者に対する窃盗被告事件について，当裁判所は，検察官上本哲司，福井拓男出席の上審理し，次のとおり判決する。

主　　文

被告人を懲役１年に処する。

この裁判が確定した日から３年間その刑の執行を猶予する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理　　由

【罪となるべき事実】

被告人は，平成２４年９月２４日午前９時２２分頃，広島市南区旭２丁目１７番１号株式会社広島銀行大河支店において，客の　A子　が同店内の記帳台の上に置いていた同人管理の現金６万６６００円及び振込用紙２枚在中の封筒１通を窃取したものである。

【証拠】括弧内の数字は証拠等関係カード記載の検察官の請求証拠番号である。

・被告人の公判供述（第１０回公判におけるもの）

・　A子，　B子，　C　，　D　の各公判供述

・第１回公判調書中の被告人の供述部分

・第６回公判調書中の証人益田幸一（甲５５），同島山明良（甲５６）の供述部分

・実況見分調書（甲１１），写真撮影報告書（甲１２，１５）

・押収してあるＳＤカード各１枚（平成２５年押第４号の１〈甲４７〉，同２〈甲４８〉）

【事実認定の補足説明】

1　弁護人は，被告人が平成２４年９月２４日（以下「本件当日」という。）午前９時２２分頃に公訴事実記載の銀行支店（以下「本件支店」という。）にいたことは争わないが，被告人が現金等在中の本件封筒を窃取した事実はないと主張した。

検察官は，被告人が本件支店ロビーの北側の記帳台（以下「本件記帳台」という。）に置かれた封筒を窃取し，在中していた現金を抜き取った上，封筒を本件記帳台に戻したと主張するものであり，本件の争点は，客のA子（以下「A子」という。）が本件記帳台に置いた封筒に現金６万６６００円が在中していたと認められるか，被告人がこの現金在中の封筒を窃取したと認められるかの２点である。

2　まず，本件封筒に上記現金が在中していたと認められるかを検討する。

(1)　この点につき，A子の母であるB子（以下「B子」という。）は，本件当日の前夜，市県民税の納入書，納入済通知書及び領収証書が一体となった紙片（以下「振込用紙」という。）２枚とともに，本件封筒内に現金６万６６００円を入れたと供述し，A子は，本件当日の朝，出掛ける前に本件封筒にこの現金が入っていることを確認したと供述しており，これらの供述の信用性が問題となる。

(2)　両名の供述によれば，B子及びA子は，保有する不動産の賃貸管理業等を営んでいるところ，平素から，A子がB子から指示を受けて金融機関を回って現金の出納などをしていたことが認められる。

そして，本件封筒の発見時に合計６万６６００円分の振込用紙２枚が在中していたこと，本件封筒の表面に「６６，６００－　⑩⑪月分」との手書きの文字があることからすれば，B子が市県民税２か月分の支払に充てる６万

６６００円を本件封筒に入れようとしたことまでは確かであるといえる。

もっとも，B子が本件封筒に入れたという現金は，これを見たという者がA子しかおらず，この現金の出所についても裏付けがない。

また，封筒に現金を入れるというのは，不動産管理業等を営むB子にとって日常的な行動であり，ひとたび記憶違いが生じれば，現金を入れる具体的場面の記憶は容易に形成され得る。封筒等に所要の現金を入れたはずであるとの記憶違いは社会生活上しばしば起こり得るものであり，本件封筒に現金を入れたとのB子の供述がいかに具体的，迫真的で一貫しているといっても，そうした観点のみでは信用を置くことができない。

本件封筒の中に現金が入っているのを目視で確認したというA子の供述についても同様であり，その供述の信用性については慎重に検討する必要がある。

(3) しかしながら，本件においては，更に以下の事実が認められる。

① B子は，本件当日の金融機関回りに必要な通帳２冊と本件封筒を，A子が見てそれとわかるように事前に専用のケースに取り分けていた。本件当日の朝，A子は，ケースから，通帳及び本件封筒を自らの手で取り出し，他の通帳及び固定資産税の振込用紙とともに輪ゴムで束ね，巾着袋に入れて携行する鞄に収めた。

② A子は，本件支店を訪れるに際し，同所において，振込用紙及び現金を用いて市県民税を支払うという用務があることを認識しており，その振込用紙と現金は本件封筒に入っているはずであると認識していた（この事実は，A子は，B子から「市の税金，セップごと忘れている」旨のメールを受けた当初，市県民税の支払を既に済ませたと誤解していたこと，本件支店に戻って現金の入っていない本件封筒を渡された際，現金が盗まれたと考えて行員を詰問したことなどから認定できる。）。

③ 本件封筒は，紙幣等を入れるのに用いられる銀行の封筒であるところ，

振込用紙に加えて６万６６００円の現金を入れた場合には，相当の重量と厚みになり，現金が入っていない場合との差異は，外観からも容易に識別できる。

(4) これらの事実によれば，仮にB子が本件封筒に現金を入れ忘れていたとして，本件当日の朝，A子がそれに気がつかないまま，かつ，本件封筒に必要な現金が入っていると思い込み，これを本件支店まで持参したとは合理的には考え難い。

したがって，本件当日の朝，自宅を出る前に本件封筒の中に現金が入っているのを目視で確認したとのA子の供述は，その一貫性や迫真性のみならず，上記の各事実を考慮すれば，これを信用することができる（弁護人が供述の変遷等として指摘する部分は，いずれも，この供述の根幹部分に関わるものではない。）。

そうすると，本件封筒に６万６６００円を入れて準備していたというB子の供述も十分に信用に足るものであり，A子が本件支店に本件封筒を置き忘れた時点で，本件封筒に上記現金が在中していたとの事実が認められる。

3 次に，その現金入りの本件封筒を窃取したのが被告人であると認められるかを検討する。

(1) この争点につき，関連する証拠及び事実は以下のとおりである。

① 前後の経緯及び防犯カメラの映像によれば，A子は，９時２０分１１秒頃（防犯カメラ映像に基づいた本件当日の午前の時刻を指す。以下同じ。），本件記帳台での作業を終えて窓口に向かう際，本件記帳台の上に本件封筒を置き忘れたものと認められる。この際，本件封筒には，前記２の認定のとおり，現金６万６６００円及び振込用紙２枚が入っていた。

② ９時３６分１０秒頃，本件支店の従業員　C　は，本件記帳台の上に本件封筒が置かれているのを発見した。この際，証人　C，証人　D　の各供述及びこれを裏付ける防犯カメラの映像によれば，本件封筒の中にあっ

たのは振込用紙２枚のみであり，現金は入っていなかったものと認められる。

③　A子が本件封筒を置き忘れてから，　C が本件封筒を見つけるまでの間，本件記帳台の上面に触れた人物は，被告人のみである。

④　防犯カメラの映像によれば，(ア)被告人は，９時２０分４４秒頃から同２２分０４秒頃まで，本件記帳台の上で何らかの作業をしており，同２２分０７秒頃，本件記帳台を離れる際，右手を伸ばして本件記帳台の上にあった白い物体をつかみ，これを持ち去ったこと，(イ)この白い物体が置かれていた箇所は，A子が本件封筒を置き忘れる前に作業していた箇所の付近であることがそれぞれ認められる。なお，映像は不鮮明であるが，この白い物体は，その大きさ，形状の点で，本件封筒と明白な差異はない。

⑤　同様に，(ア)被告人は，９時２３分４９秒頃，本件記帳台に近付いて，その上に右手を置き，同２４分０１秒頃まで，そのまま右手を本件記帳台の上に置いた体勢で立っていたこと，(イ)被告人が右手を置いていた位置は，C が本件封筒を発見した位置とほぼ同じであることがそれぞれ認められる（なお，この直前，被告人が右手に本件封筒を持っていたか否かは映像からは判然とせず，弁護人の主張するように本件封筒を持っていなかったと断定することもできない。）。

⑥　被告人は，上記④(ア)で白い物体を右手でつかんで持ち去った後，ロビーの発券機で番号票を取り，ＡＴＭコーナーで記帳してロビーに戻り，窓口の行員に何かを手渡しているが，この９時２２分５９秒頃の時点で被告人の手には本件封筒がない。

この間の被告人の動作をみるに，(ア)被告人が発券機で番号票を取った後，同発券機の前で，周囲の様子をうかがった上で，９時２２分３０秒頃，右手をズボンの右ポケットに入れるなどしたこと，(イ)そして，ＡＴＭコーナーに向かって歩きながら，同３６秒頃，左手に掴んだ小さな物体を着てい

た半袖シャツの左胸付近に接触させたことがそれぞれ認められる（なお，被告人の着ていた半袖シャツは，左胸にポケットのある白色ストライプ柄のもの（甲２１，５８）とみて映像との齟齬はない。）。さらに，防犯カメラの映像によっても，被告人が上記発券機の前にいるときの手元の動きが白い物体の下に隠れており，被告人がロビーとＡＴＭコーナーを移動する際の動作も全ては映っておらず，ＡＴＭ機を操作している場面の被告人の動作も死角となっている。

(2) 前記①及び②によれば，何者かが本件封筒から現金を抜き取った事実が認められるところ，同③の事実によれば，現金を抜き取ることが可能であったのは被告人しかいないこととなる。

実際にも，被告人が本件記帳台から本件封筒を持ち去ったこと，被告人が本件封筒を本件記帳台に戻したことについては，前記④，⑤の裏付けがあるといってよく，これらのことから，被告人が本件封筒を窃取したという事実が強く推認される。

そして，前記⑥によれば，被告人が本件封筒を取ってから戻すまでの間，特に，本件封筒を取ってからロビーの窓口に至るまでの間，本件封筒から在中物を抜き取り，これらをポケット等に隠す機会があったことが認められる。さらに，本件封筒の発見時についていた折り目に関し，これがＡ子が置き忘れた時点でついていなかったものだとしても，被告人にこの折り目をつける機会も十分にあったといえる。このように，被告人に本件犯行を遂げる機会があったことを否定することはできず，弁護人が指摘する点を踏まえて防犯カメラの映像を精査しても，上記の推認を妨げる証拠は見当たらない。

弁護人の指摘する動機の点や犯行後の行動の点なども，被告人が本件封筒を窃取した犯人であることを否定すべき事情にはあたらない。

(3) 以上によれば，被告人が本件封筒を窃取したことが認められる。

【法令の適用】

・罰条　　刑法２３５条

・刑種の選択　　懲役刑を選択

・刑の執行猶予　　刑法２５条１項

・訴訟費用の負担　刑事訴訟法１８１条１項本文（全部負担）

【量刑の理由】

本件は，銀行支店内におけるやや高額の現金窃盗事案であって，懲役刑の選択が相当であるが，被害者が現金入りの封筒を置いたままにしたという機会を捉えた偶発的な犯行であること，被告人に前科前歴がないことなどを考慮し，主文の刑期にとどめ，執行猶予を付することとする。

（求刑　懲役１年６月，弁護人〈私選〉北村明彦（主任），松下博紀，原田一彦）

平成２５年１１月２７日

広島地方裁判所刑事第２部

裁　判　官　　三　　芳　　純　　平